

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた
エボラ出血熱に係る協力依頼について

コンゴ民主共和国等におけるエボラ出血熱については、『「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について』（令和元年 7 月 18 日付け健感発 0718 第 3 号健康局結核感染症課長通知）において協力を依頼しているところです。

今般、ウガンダ共和国にてエボラ出血熱患者の新規発生を認めていないことを踏まえ、上記通知の一部を別添のとおり改正し、本日よりウガンダ共和国に係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとし、検疫対応等について通知しましたので、御了知の上、管内の検疫所との連携に遺漏のないようお願いいたします。

つきましては、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた当面の間、貴自治体での対応に際し、疑似症の判断において、『到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国の北キブ州又はイツリ州に渡航又は滞在していたことが確認された場合』は、「接触歴がある」とみなして対応いただきますようよろしくお願いいたします。

また、検疫所からの健康監視の連絡があった場合、疑似症発生時にいつでも対応ができるよう、感染症指定医療機関への搬送や検体移送に関する手続等について、関係者との調整や確認を進めて頂きますよう重ねてお願いいたします。

なお、具体的な対応については、平成 29 年にとりまとめた「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」に御留意いただくことを申し添えます。

別添：「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」の一部改正について（令和元年 8 月 22 日付け健感発 0822 第 4 号健康局結核感染症課長、薬生食検発 0822 第 3 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）

参考：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>